

保護者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1. 保護者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の配置

苦情解決のための第三者委員会(3名)を設け、委嘱した。

第三者委員	…	田中美貴夫 (主任)
第三者委員	…	音誠一郎
第三者委員	…	吉田知栄美
責任者	…	田中恵美(施設長)
担当者	…	横河慶宝
担当者	…	馬場江利香
担当者	…	村中雄士

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

◎保護者等から直接苦情があった場合、担当者が苦情を聞き、その場で処理し、
処理できないときは、施設長は、苦情解決第三者委員に通知して、会議を招集する。

◎会議は第三者委員、施設長、担当者が構成して合議する。

◎保護者等に対し、合議内容等を回答する。

